

諮問庁：総務大臣

諮問日：平成29年9月7日（平成29年（行個）諮問第139号）

答申日：平成29年11月30日（平成29年度（行個）答申第140号）

事件名：本人に係る総務省「ご意見・ご提案」フォームから送信された電子メール（特定日付け）等の利用不停止決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書3に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の利用停止請求につき、利用不停止とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）36条1項の規定に基づく利用停止請求に対し、平成29年7月31日付け総官政第100号により総務大臣（以下「総務大臣」，「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った利用不停止決定（以下「原処分」という。）について、審査請求人が提出した保有個人情報利用停止請求書のとおり利用の停止をしてほしい。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

同様のメールを「当初の利用目的を達成したため」という理由で利用停止・消去しているから。

- ・ 特定年月日A付け保有個人情報利用停止請求書
理由：私はメールを送信していないから。
- ・ 特定年月日B付け特定文書番号A保有個人情報の利用停止をする旨の決定
理由：当初の利用目的を達成したため。
- ・ 特定年月日C付け審査請求書 理由が違うので総務大臣に審査請求した。
理由：保有個人情報利用停止請求書の理由のとおり利用停止・消去してほしい。
- ・ 特定年月日D付け特定文書番号B総務大臣裁決書
利用停止の理由に不服があっても、訴えの利益がないので棄却する。
（資料は省略）

（2）意見書

ア 北海道管区行政評価局では、総務省「ご意見・ご提案」フォームから送信された電子メールは北海道管区行政評価局標準文書保存期間基準において保存期間を1年未満と定めており、相談者の氏名、住所、電話番号、相談内容等を「所定の様式」に複写した後廃棄する扱いとしていることから、利用停止・消去した。また、所定の様式に複写したものは、北海道管区行政評価局標準文書保存期間基準において保存期間を1年未満と定めており、相談対応票のとおり処理し、法3条の1項に基づく利用目的を達成していることから、利用停止決定をすべきである。と総務大臣裁決があった。別紙1，2（別紙1，2略）

イ 文書1 総務省「ご意見・ご提案」フォームから送信された電子メール（特定年月日E付け）は、文書2の中に原本を複写したものがある。文書3には文書1を複写したものを再度複写したものがある。公文書管理ガイドラインでは、他に原本がある文書は保存期間1年未満で廃棄できる。ゆえに、少なくとも文書2に含まれる文書1を複写したものは、北海道管区行政評価局の主張によれば、利用停止・消去できることとなるので、それを利用停止・消去してほしい。

※ 行政評価局と大臣官房で意見が違うが、これは大臣官房が正しいければ、行政評価局は法に違反して利用停止・消去したことになる。

<利用停止事例1>行政苦情110番メールを所定の様式に複写したもの

- ・ 特定年月日C付け保有個人情報利用停止請求書
理由 当初の利用目的を達成したため。
- ・ 特定年月日F付け特定文書番号C保有個人情報の利用停止をする旨の決定
理由 当初の利用目的を達成したため。
- ・ 特定年月日G付け審査請求書
そのような理由では利用停止できないので総務大臣に審査請求した。
- ・ 特定年月日H付け特定文書番号D総務大臣裁決書 別紙のとおり（別紙略）

法3条1項に基づく利用目的を達成していることから、当該請求に理由があると認め、利用停止決定したものである。請求の趣旨のとおり利用停止を決定しており、請求の理由に誤りもないことから、これを取り消すことを求める利益がないと認められる。

<利用停止事例2>行政苦情110番メール、それを所定の様式に複写したもの

- ・ 特定年月日A付け保有個人情報利用停止請求書

理由 私はメールを送信していないから。（北海道管区行政評価局がねつ造したから）

- ・ 特定年月日 B 付け特定文書番号 A 保有個人情報の利用停止をする旨の決定

理由 当初の利用目的を達成したため。

- ・ 特定年月日 C 付け審査請求書

審査請求人が主張する理由と違うので総務大臣に審査請求した。

理由 保有個人情報利用停止請求書の理由のとおり利用停止・消去してほしい

- ・ 特定年月日 D 付け特定文書番号 B 総務大臣裁決書

利用停止の理由に不服があっても，訴えの利益がないので棄却する。

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求の経緯

平成 29 年 6 月 30 日付け（同年 7 月 3 日受付）で，総務大臣（処分庁）宛てに，法に基づく保有個人情報の利用停止請求があった。処分庁は，同月 31 日付けで，利用の停止を求められた保有個人情報（本件対象保有個人情報）の利用を停止しない旨の決定（原処分）を行った。

本件審査請求は，平成 29 年 6 月 30 日付け保有個人情報利用停止請求書のとおり，本件対象保有個人情報の利用の停止を求めて行われたものである。

2 本件審査請求の理由について

審査請求書によると，本件審査請求の理由は，同様のメールを「当初の理由目的を達成したため」という理由で利用停止・消去しているためと記載されている。

3 本件対象保有個人情報及び原処分について

（1）本件対象保有個人情報に係る開示請求について

審査請求人は特定年月日 I 付けで，法 13 条に基づく開示請求を行い，処分庁は特定年月日 J 付けで以下の保有個人情報を開示する旨の決定をした。

文書 1 総務省「ご意見・ご提案」フォームから送信された電子メール（特定年月日 E 付け）

文書 2 渉外担当が送信した行政管理局窓口担当宛て回答案作成依頼の電子メール（特定年月日 K 付け）

文書 3 行政管理局窓口担当が送信した行政管理局担当宛て回答案作成依頼の電子メール（特定年月日 K 付け）

文書 4 行政管理局担当が送信した行政管理局窓口担当宛て回答送付の電子メール（特定年月日 L 付け）

文書5 行政管理局窓口担当が送信した渉外担当宛て回答送付の電子メール（特定年月日L付け）

文書6 渉外担当が送信した特定年月日E付け「ご意見・ご提案」メール投稿者様宛の電子メール（特定年月日M付け）

文書7 進捗管理表（回答を要するご意見メール等の進捗管理表）
※記載された情報のうち本件開示請求に係る部分に限る。

(2) 保有個人情報利用停止請求について

上記(1)のとおり、開示を受けた審査請求人は、本件対象保有個人情報（文書1、文書2及び文書3）について、平成29年6月30日付けで、処分庁に対し、法37条1項に基づく利用停止請求を行った。

上記請求に対し、処分庁は、法38条に規定する「当該利用停止請求に理由があると認めるとき」には該当しないとして、平成29年7月31日付けで原処分を行った。

4 原処分の妥当性について

(1) 本件対象保有個人情報は、審査請求人が総務省「ご意見・ご提案」フォームから投稿したご意見・ご提案に対する対応のために取得・作成されたものである。

審査請求人は、「当初の利用目的を達成したため」を請求する理由とし、法36条1項1号に該当するため本件対象保有個人情報の消去を求めているが、本件対象保有個人情報は、審査請求人が、総務省「ご意見・ご提案」フォームから投稿したご意見・ご提案に対する対応した結果として適法に取得したものであり、投稿されたご意見・ご提案に対する対応のためとの利用目的の達成に必要な範囲内で保有しており、当該利用目的以外の目的に利用又は提供している事実もないことから、原処分を行った。

(2) 審査請求人は、審査請求書において、同様のメールを「当初の利用目的を達成したため」という理由で利用停止・消去していると主張するが、上記(1)の判断を覆す理由には該当せず、原処分を維持することが妥当である。

5 結論

以上のことを踏まえ、処分庁において、本件対象保有個人情報について利用の停止を行わなかった決定は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|-------------------|
| ① 平成29年9月7日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年10月16日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ④ 同年11月7日 | 審議 |

⑤ 同月28日

審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件利用停止請求について

本件利用停止請求は、本件対象保有個人情報の利用停止及び提供の停止を求めるものである。

処分庁は、本件対象保有個人情報に記録された情報は、法38条に規定する「当該利用停止請求に理由があると認めるとき」には該当しないとして、利用不停止とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の利用停止の要否について検討する。

2 利用停止請求について

法36条1項1号は、何人も、自己を本人とする保有個人情報が、これを保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき、法3条2項の規定（利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の保有の禁止）に違反して保有されているとき、又は法8条1項及び2項の規定（目的外利用及び提供の制限）に違反して利用されているときには、当該保有個人情報の利用の停止又は消去を請求することができる旨を規定している。

そして、法38条は「行政機関の長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。」と規定している。

そこで、本件対象保有個人情報の利用停止請求につき、法38条の「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当するか否かについて、以下、法36条1項1号の規定する各要件に則して検討する。

3 本件対象保有個人情報の利用停止の要否について

(1) 適法な取得（法36条1項1号）との関係

ア 本件対象保有個人情報の取得の経緯について、諮問庁は、本件対象保有個人情報は、審査請求人が総務省「ご意見・ご提案」フォームから投稿した意見・提案に対して対応をした結果として適法に取得したものである旨説明する。

イ 当審査会事務局職員をして、本件対象保有個人情報の取得が適法であるとする根拠について諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

(ア) 総務省ウェブサイトに掲載している「総務省プライバシーポリシー」において、「ご意見等の受付を行うメールフォームのご利用にあたっては、お名前、ご住所、電話番号、メールアドレス等（以下

「利用者属性」という。)の記入をお願いすること」を明記しており、また、その利用目的として、「お問い合わせ等の回答や確認等のために利用者属性を利用」すること、さらに、意見等の内容に応じ、総務省内の関係部局、関係府省等に転送することがある旨を記載し、総務省ウェブサイトにおいて提供するサービスの利用者に周知している。

(イ) 総務省「ご意見・ご提案」フォームから意見等を投稿する場合は、「総務省プライバシーポリシー」に同意いただくことを前提としており、同意されない場合は投稿することができない。そのため、本件対象保有個人情報、総務省ウェブサイトに掲載の「総務省プライバシーポリシー」に基づき、「総務省プライバシーポリシー」についての投稿者における同意の下、適法に取得したものである。

(ウ) なお、投稿者による同意があったことは、総務省「ご意見・ご提案」フォームから送信される電子メールにその旨が表示されるころ、本件対象保有個人情報(文書1)においても、「同意する」と表示されていることから、審査請求人は、総務省「ご意見・ご提案」フォームにより意見等を投稿した際、「総務省プライバシーポリシー」に同意していたものと考えられる。

ウ 上記イの説明を踏まえ、当審査会において総務省ウェブサイトに掲載された「総務省プライバシーポリシー」、総務省「ご意見・ご提案」フォーム及び本件対象保有個人情報を確認したところ、諮問庁の説明どおりであると認められる。

そうすると、審査請求人は、「総務省プライバシーポリシー」に同意の上、総務省「ご意見・ご提案」フォームにより意見等を投稿したとする諮問庁の説明は是認できるから、処分庁は、本件対象保有個人情報を適法に取得したものと認められる。

(2) 保有の制限等(法3条2項)との関係

ア 法3条2項は、「行政機関は、利用の目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。」と規定しているところ、本件対象保有個人情報の利用目的及び保有の状況について、諮問庁は、本件対象保有個人情報は、投稿された意見・提案に対する対応のためとの利用目的の達成に必要な範囲内で保有している旨説明する。

そこで、当審査会事務局職員をして、本件対象保有個人情報の利用目的等について諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

(ア) 上記(1)イ(ア)のとおり、「総務省プライバシーポリシー」には、投稿された意見の内容に応じ、総務省内の関係部局等に転送する旨明記されているところ、総務省に対して寄せられた「ご意見

メール等」の対応については、平成25年3月27日付け事務連絡「ご意見メール等の取扱いについて」において、省内に以下のとおり周知している。

a 総務省の所掌事務に関して回答を求めていると政策評価広報課で判断したものについては、今後も同課からその旨を明記して関係課等に対応を依頼する。

b 依頼を受けた関係課等においては、適切な期間内（おおむね1週間以内を目途とする。）に、投稿者に対して誠実な対応を行う。

(イ) 文書1は、審査請求人が、総務省ウェブサイトの「ご意見・ご提案」送信フォームを利用して送信した「ご意見・ご提案」を、総務省の所掌事務に関する問い合わせ等の受付を行っている政策評価広報課が受信したメールであり、文書2は、審査請求人からの「ご意見・ご提案」が法に関するものであったことから、関係部局である行政管理局の窓口である企画調整課宛てに政策評価広報課から対応依頼をしたメールであり、また、文書3は、行政管理局企画調整課から法を担当している情報公開・個人情報保護推進室宛てに対応依頼をしたメールであり、いずれも上記（ア）に記載の事務連絡の手順に基づき、審査請求人への回答を作成する担当部局を特定するために作成し送信したものであり、利用目的の達成に必要な範囲内で処分庁及び関係部局において保有されているものである。

イ 当審査会において、諮問庁から、上記ア（ア）に記載の事務連絡について提示を受け、その内容を確認したところ、諮問庁の説明のとおりであると認められ、諮問庁の説明を覆すに足りる事情もないことから、処分庁において、本件対象保有個人情報を法3条2項の規定に違反して保有しているとは認められない。

(3) 利用及び提供の制限（法8条）との関係

ア 法8条1項は、「行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。」とし、さらに、同条2項は、同条1項の規定にかかわらず、「行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる（各号略）」としている。

イ 本件対象保有個人情報の利用及び提供の状況について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件対象保有個人情報は、上記（2）アのとおり審査請求人の投稿した「ご意見」への対応という利用目的に必要な範囲で保有しているものであり、当該利用目的以外の目的で利用又は提供されている事実も確認できないとのことであった。

ウ 上記（１）及び（２）で検討したところを踏まえると、本件対象保有個人情報の取得後、事実確認等の処理状況等を記録するという利用目的以外の目的のために本件対象保有個人情報を利用又は提供した事実はない旨の上記イの諮問庁の説明は不自然、不合理とはいえ、これを覆すに足りる事情も認められないことから、総務省において、本件対象保有個人情報を法８条１項の規定に違反して利用目的以外の目的のために利用、提供しているとは認められず、もとより同条２項の規定に違反するものとも認められない。

４ 審査請求人のその他の主張

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

５ 本件利用不停止決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の利用停止請求につき、利用不停止とした決定については、法３８条の「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当しないので、妥当であると判断した。

（第１部会）

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙

- 文書1 総務省「ご意見・ご提案」フォームから送信された電子メール（特定年月日E付け）
- 文書2 渉外担当が送信した行政管理局窓口担当宛て回答案作成依頼の電子メール（特定年月日K付け）
- 文書3 行政管理局窓口担当が送信した行政管理局担当宛て回答案作成依頼の電子メール（特定年月日K付け）